

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 中小企業者向け各種支援メニューのご案内

大きく3つの支援を受けることができます。
※詳細は、右下の二次元コードからご確認ください。

1. 融 資 (1)(2)の併用で実質的な無利子化を実現

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)

- 【条件】 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した中小企業・小規模事業者（フリーランスを含む個人事業主）など
- 【融資限度額】 中小事業3億、国民事業6,000万円
- 【資金使途】 運転資金（貸付期間15年以内）
設備資金（貸付期間20年以内）
- 【据置期間】 5年以内
- 【担保】 無担保
- 【金利】 当初3年間：基準金利から▲0.9%引き下げ
→（中小事業0.21%、国民事業0.46%）
4年目以降：基準金利に戻る（中小事業1.11%、国民事業1.36%）

(2) 特別利子補給制度 (日本政策金融公庫)

- 【条件】 上記(1)により借入を行った中小企業者で以下の要件を満たす方
- 【要件】 ① 個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
- 【利子補給】 借入後当初3年間
（補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円）
- 【小規模要件】 ○ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
○ 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

「中小事業」「国民事業」とは？

中小事業：中小企業基本法で定められた「中小企業」にあたる事業者が対象。

国民事業：個人経営者などの小規模経営者や新規事業者、一般の人が対象。



詳細はこちら

- | | |
|---------------------|-------------|
| (3) セーフティネット資金4号・5号 | (岩沼市 商工観光課) |
| (4) 災害復旧対策資金 | (宮城県 商工金融課) |
| (5) 岩沼市中小企業振興資金 | (岩沼市 商工観光課) |

2. 雇用調整助成金 (宮城労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【助成率】 大企業 1 / 2 中小企業 2 / 3

【支給限度日数】 1年間で100日（3年間で150日）

【その他】

- 令和2年5月31日までに休業等計画届を労働局又はハローワークに提出が必要です。
- 休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用になります。
- 助成対象は、雇用保険適用事業所。支給対象労働者は、雇用保険被保険者になります。
- 詳しくは、宮城労働局又はハローワークまでお問合せください。

3. 相談窓口 ※ 番号はおかけ間違いのないようご注意ください。

東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
日本政策金融公庫 仙台支店	022-223-8141
宮城労働局 職業安定部 職業対策課	022-299-8063
宮城県 商工観光部 商工金融課	022-211-2744
岩沼市商工観光課	0223-22-1111 (内線323)
岩沼市商工会	0223-22-2526